

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止についての意見・情報の募集について

令和4年6月18日
水産庁研究指導課

この度、「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

本案は、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」について（平成4年7月2日付け4水研第343号水産庁長官通達）及び「三倍体魚等の水産生物の利用要領」における確認等について（平成4年7月2日付け4水研第344号水産庁研究部長通達）を廃止するに当たり、広く国民の皆様から意見・情報を募集するとともに、提出された意見・情報を考慮しつつ、本見直しの内容に反映させることを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室先端技術班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和4年6月18日～令和4年7月17日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ①「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止について
- ②「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の見直しについて（水産バイオテク特性評価検討会取りまとめ）
- ③「三倍体魚等の水産生物の利用要領」について（廃止予定の通達）
- ④「三倍体魚等の水産生物の利用要領」における確認等について（廃止予定の通達）